



HITACHI CITY
日立市
保育園等 入園案内

令和8年4月1日入園(一斉募集)

第2章 保育料等について

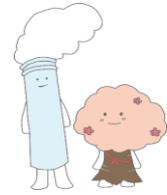
この動画では、日立市の保育園の入園に係る、保育料等について、説明します。

目次

日立市保育園等入園案内 令和8年4月1日入園(一斉募集)

第2章 保育料等について

- | | | |
|---|-----------------------------------------------|-------|
| ① | 保育料の決定方法 | 0:14~ |
| ② | 日立市保育料 徴収基準額表
<small>(令和7年10月現在)</small> | 1:51~ |
| ③ | 保育料の計算例 | 3:27~ |
| ④ | 給食費(主食費・副食費)について
<small>(3歳児から5歳児)</small> | 4:57~ |



この動画の目次です。こちらの目次の順で、ご説明していきます。

1 保育料の決定方法 (私立・公立とも同額)

「3歳児から5歳児」及び「0歳児から2歳児の住民税非課税世帯」は、保育料が無料です。

(1) 毎月の保育料の額は、世帯の市民税額等により、次ページの徴収基準額表に基づいて決定します。

(2) 令和8年度の保育料の計算方法

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の課税状況で算定 ※ 令和6年1月～12月の収入から算定					令和8年度の課税状況で算定 ※ 令和7年1月～12月の収入から算定						

(3) 年度の初日(4月1日)時点での年齢区分で1年間徴収を行います。

・例えば、2歳児クラスの児童が年度の途中で3歳になった場合でも、「0歳児から2歳児」の区分で保育料を算定します。(年度途中の入園も同様です。)

(4) 月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて保育料を日割り計算します。

・ただし、認定こども園を利用し、月途中で認定切替(2号⇔1号)をした場合は、月初における保育料がその月の保育料となります。

それでは、保育料の決定方法からご説明します。

保育料については、私立・公立ともに同額となります。

保育料は、3歳児から5歳児と0歳児から2歳児の住民税非課税世帯は、無料となります。

毎月の保育料の額は、世帯の市民税額等により、次のページの徴収基準額表に基づいて決定します。

令和8年度の保育料の計算方法について、4月から8月は、令和7年度の課税状況で算定します。こちらは、令和6年1月から12月の収入で算定します。

9月から翌年3月は、令和8年度の課税状況で算定します。こちらは、令和7年1月から12月の収入で算定します。

保育料の徴収は、年度の初日時点での年齢区分で1年間徴収を行います。

例えば、2歳児クラスの児童が年度の途中で3歳になった場合でも、0歳児から2歳児の区分で保育料を算定します。こちらは、年度途中の入園も同様となります。

月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて、保育料を日割りで計算します。ただし、認定こども園を利用し、月途中で認定の切り替えをした場合は、月初における保育料が、その月の保育料となります。

2 日立市保育料 徴収基準額表 (令和7年10月現在)

通常は第1子の保育料の半額ですが、日立市独自の軽減策として無料としています。

子どもの人数をカウントした後、第1子は表の額、**第2子以降は無料となります。**

※ 表の税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の額です。(ただし調整控除は除く。)

【0歳児から2歳児】(4月1日時点の年齢区分)

階層区分	市民税課税額	保育料(月額)		多子計算
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯・里親等	0円	0円	No.1
B	非課税世帯	0円	0円	
C	均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満	17,600円	17,300円	
D1	所得割額 57,700円未満	24,300円	23,800円	
D2	所得割額 77,101円未満	24,300円	23,800円	
D3	所得割額 97,000円未満	24,300円	23,800円	
E	所得割額 169,000円未満	31,100円	30,500円	No.2
F	所得割額 301,000円未満	39,000円	38,300円	
G	所得割額 301,000円以上	49,500円	48,600円	

【0歳児から2歳児 ひとり親世帯等(※)】

階層区分	保育料(月額)		多子計算
	保育標準時間	保育短時間	
A	0円	0円	No.1
B	0円	0円	
C	8,000円	7,800円	
D1	8,000円	7,800円	
D2	8,000円	7,800円	
D3	24,300円	23,800円	
E	31,100円	30,500円	No.2
F	39,000円	38,300円	
G	49,500円	48,600円	

(※)ひとり親世帯等とは、子どもが属する世帯が次の①～③のいずれかの世帯です。
①母子(父子)世帯、②在宅障害児(者)がいる世帯、③生活保護法に定める要保護者等

【子どもの人数のカウント方法について】

No.1	兄弟姉妹の年齢にかかわらず対象としカウントします。(保護者が監護し生計が同一の子ども等)
No.2	就学前の子ども [※] のうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントします。 ただし、年齢にかかわらずカウントした場合、第3子以降となる子どもの保育料は、0円です。

※保育園等(認可外保育施設は除く。)に在園している子ども

次に保育料の徴収基準額表について、ご説明します。

子どもの人数をカウントした後、第1子は表の額、第2子以降は無料となります。

通常は第1子の保育料の半額ですが、日立市独自の軽減策として、第2子以降は、無料としています。

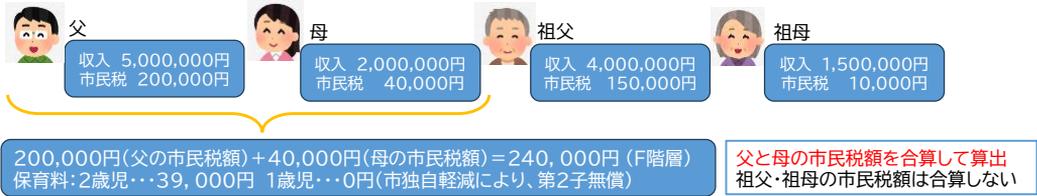
徴収基準額表の階層区分の決定方法として、お父さんお母さんの所得割額の合算額で決定します。階層区分はAからGまであり、階層区分に応じて、保育料の額が変わっていく仕組みとなっております。また、保育標準時間、保育短時間によっても、保育料が変わります。表の税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の額となります。

子どもの人数のカウント方法については、階層区分によって、考え方が変わってきます。ナンバー1と記載している部分の階層区分の場合、兄弟姉妹の年齢にかかわらず対象としカウントします。

ナンバー2と記載している部分の階層区分の場合、就学前の子どものうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントします。ただし、年齢にかかわらずカウントした場合、第3子以降となる子どもの保育料は、無料となります。

3 保育料の計算例 ※ 各例の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

(例1) 世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母



(例2) 世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母



次に、保育料の計算例をご紹介します。

世帯構成が、父、母、2歳児のお子さん、1歳児のお子さん、祖父、祖母の場合です。

父の市民税額が200,000円、母の市民税額が40,000円ですので、足しあげると、240,000円になるので、F階層となります。こちらは父と母の市民税額を合算して算出します。この場合、祖父、祖母の市民税額は合算しません。保育標準時間を使っている場合、2歳児のお子さんの保育料が39,000円、1歳児のお子さんについては、第2子としてカウントされるので無償となります。

次の例は、先ほどと世帯構成は変わりませんが、父、母ともに市民税額が0円の場合です。

父と母の合計収入が生活保護基準を下回る場合、同居親族のうち、最も市民税額が高い祖父を生計の中心者として算出します。祖父の市民税額が150,000円ですので、E階層となります。保育標準時間を使っている場合、2歳児のお子さんの保育料が31,100円、1歳児のお子さんについては、第2子としてカウントされるので、無償となります。

4 給食費（主食費・副食費）について（3歳児から5歳児）

給食費は、幼児教育・保育の無償化後も保護者の負担となります。

- (1) 給食費の額は、各園で決定します。
- (2) 給食費のうち、副食費（おかず、おやつ、飲み物等）の徴収の有無については、世帯の市民税額等により決定します。
副食費の徴収の有無の判定については、「1 保育料の決定方法」に準じます。
月途中の入退園の場合の副食費の日割り計算については、各園に確認してください。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。
ア 市民税所得割額57,700円未満（ひとり親等の場合は、77,101円未満）世帯の子ども
イ 就学前※の子どもでカウントした場合、第3子以降となる子ども
※保育園等（認可外保育施設は除く。）に在園している子ども

次に、3歳児から5歳児の給食費についてです。
給食費の額は、各園で決定しますので、園に直接、ご確認いただくようお願いいたします。

給食費のうち、副食費の徴収の有無については、世帯の市民税額等により決定します。副食費の徴収の有無の判定については、この動画で初めにご案内しました、保育料の決定方法に準じます。月途中の入退園の場合の、副食費の日割り計算については、各園にご確認ください。

また、市民税所得割額が57,700円未満世帯の子ども、ひとり親等の場合は、77,101円未満世帯の子どもについては、副食費が免除となります。また、就学前の子どもでカウントした場合、第3子以降となる子どもについても同様に、免除となります。

そのほか、保育料、副食費以外に発生する費用もありますので、そちらは各園にご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で、この動画は終了します。